

会議結果報告書

会議の名称	平成 27 年度第 4 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 28 年 3 月 16 日（水）14：00～16：00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 6 名/7 名中	菊地秀一、齋藤寛子、品川ひろみ、前田元照、松本直子、三井有希子 (敬称略)
傍聴者数	なし

議事	概要
1. 報告事項	<p>【事務局の説明内容】</p> <p>○配布資料はなし</p> <p><平成 27 年度第 3 回認可・確認部会での委員意見の反映状況について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度第 3 回部会より、事業者がどのように施設を運営していくかなどについて記載した事業計画書抜粋をお示しし、委員より大変貴重な御意見を頂戴した。 ・頂戴した御意見については、事業者に対して計画を承認する旨の通知文書に 2 点記載して周知した。 ・周知内容の 1 点目は、「事前協議書にある事業計画の記載内容が乏しく、認可を受ける事業者として施設運営に不安を感じる事業者が見受けられる。これに当たらない事業者を含め、開園までに今一度、各保育園等の運営方針や保育目標等を見直して保育の質や機能の向上に努めること」 ・これに関して、すべての事業者に事業計画の見直しをするよう指導し、特に事業計画の内容が乏しかった 6 事業者より改めて事業計画の提出があった。 ・再提出後の事業計画は、園の運営方針などがより具体的に記載されるなど、いずれの事業者も記載内容が改善されていることを確認できた。 ・委員意見により、事業計画を今一度見直す機会を得たことで事業者の意識の向上にもつながったものと考えている。 ・周知内容の 2 点目は、「施設名については、公序良俗に反したり、優良誤認となるような不適切な名称は避けること」 ・これに関して、部会で議論となった事業所に対し、名称について検討する指示したものの、専門家による指導を仰ぐなど、その名に恥じない保育を実践し、名称は当初の予定通りとしたいとの意思表示があったところである。 <p>【委員からの質問と事務局の回答】</p> <p>なし。</p>

2. 利用定員の設定について

【事務局の説明内容】

○資料1に基づき説明

- ・利用定員を設定する施設は、保育所4施設、既存幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園で6施設であり、合計1,779名分の教育・保育の受皿を確保するもの。
- ・資料1-2は、平成27年度中に確保方策ごとにどの程度の供給量を確保できたかお示しした資料である。
- ・表の一番左にある(A)が平成27年度当初の供給量、真ん中が確保方策ごとの供給量の推移で、表の真ん中やや右にある(B)がこの合計、そして(B)の右隣の(C)が、(A)と(B)との合計である平成28年4月1日現在の供給量となる。
- ・(C)の数字が、計画の目標年次である平成30年4月1日のニーズ量(D)と比べた差が(E)であり、更に区間調整を行った場合の需給バランスが表の一番右側にある(G)となる。
- ・なお、区間調整について改めて説明すると、新・さっぽろ子ども未来プランにおいて、今後就学前の子どもが減少していく見込みであることや、既に事業を実施している事業者の質の高い保育サービスを最大限に活用する観点から、隣接する区において供給量に余裕があった場合に、その供給量を供給量不足となっている区の供給量とみなすことにより、新規の整備が過剰にならないよう配慮するために定めた考え方である。
- ・具体的には、中央区と白石区とは隣接しているが、中央区では0歳の供給量が不足しており、白石区では0歳の供給量が充足し、余剰がある。こういった場合に、白石区の供給量の余剰分を中央区の供給量に含めて考えることにしている。
- ・需給計画上の観点からは、この(G)の需給バランスの解消を目指して供給量の確保を進めていく。
- ・なお、今回御審議いただく案件については、平成28年度中に整備を行い、平成29年4月1日の開所を予定するものであるので、これらによる供給確保量は、この表には含まれていない。
- ・よって、資料1-2は、今回の案件を除いた今年度中の認可・確認部会で御審議いただいた案件、その他保育所の利用定員の変更等により、平成28年4月1日の需給状況を示す資料である。
- ・続いて、資料1-3が平成28年度中に、確保方策ごとに、どれくらいの供給量を確保できるか、という資料である。
- ・今回御審議いただく案件に係る計画等を承認決定した場合、需給状況がどのようになるのかを示している。
- ・表の作りは、資料1-2と同様で、数値が平成28年度のものになっている。一番左の(A)が平成28年度当初の供給量で、資料1-2の(C)の数値と同じである。

- ・これに、今回の審議案件である資料1-1の利用定員をご承認いただいた場合の数値を①認定こども園<移行>の欄と④認定こども園・保育所<新設>の欄に計上している。
- ・なお、今回の整備案件を募集するにあたっては、前回の部会でご説明したとおり、認定こども園整備については、ニーズを超えて認可する「認定こども園特例枠」の趣旨を踏まえ、各幼稚園の意向を最大限尊重するため、計画上の需給バランスに関わらず、すべての区を募集区域としている。
- ・一方、保育所整備については、需給バランスに加え、直近の待機児童の状況を踏まえて、中央区・北区・西区の3区のみを募集区域としている。
- ・これについて、本来募集区域は手稲区とすべきとの考え方もあるが、隣接する西区での待機児童が市内でもとりわけ多いことや、手稲区の需要も取り込めることを考慮し、西区としたものである。
- ・今回の整備案件を含めた供給量（C）を、計画の目標年次である平成30年4月1日のニーズ量（D）と比べ、更に区間調整を行った（G）の数値が、先ほどの資料1-2にお示しした（G）の数値に比べて、北区の1～2歳（と東区の3～5歳（教育））の不足が解消され、中央区・手稲区における不足の状況が改善されていることがわかる。
- ・これらのことから、今回の案件に関する利用定員の設定については、需給計画上の観点からも適切なものと判断している。

【委員からの質問・意見と事務局の回答】

○【委員意見】利用定員の設定の審議と、施設の認可の審議の順番が逆ではないか。

【事務局回答】まずは、仮に審議案件の全てを認可すべきとした場合であっても、設定しようとしている利用定員は需給計画上適切であることをお示ししようとしているものである。

○【委員意見】個々の計画の所在地や地域性など、個別に良し悪しを判断してから、利用定員の設定について審議すべきではないか。

【事務局回答】需給計画では、教育・保育サービスの提供単位として、どのような単位とするか、御議論いただき、行政区単位とすることに決定したものである。もちろん、行政区の中でも保育サービスや保育ニーズに偏りがある地域というものはあるが、これは個別の案件の中で判断していくこととしたいと考えている。

【審議結果】

本議題では、全体的な利用定員のボリュームを確認するにとどめ、利用定員の設定の是非については、個別の案件について議論して都度承認することとする。

<p>3. 幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に係る整備計画及び認可について (審議内容非公開)</p>	<p>幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に係る整備費補助事業に係る整備計画に対する札幌市の予備審査結果については、整備計画通りに進捗することを札幌市において確認すること、また、職員定数について認可基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であることを部会出席委員全員が承認した。</p> <p>ただし、(仮称)あいの里大藤幼稚園に係る整備計画については、近隣の教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、利用定員の設定について事業者と調整することも条件に承認した。</p>
<p>4. 保育所の創設に係る整備計画及び認可について (審議内容非公開)</p>	<p>保育所の創設に係る整備計画に対する札幌市の予備審査結果について、(仮称)太陽こころ保育園新琴似の整備計画は、既存の保育所との距離が近すぎること及び直近の監査において保育士の配置数不足により文書指導があることから、認可することは適当ではないと考えるが、その他の整備計画は、計画通りに進捗することを札幌市において確認すること、また、職員定数について認可基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であることを部会出席委員全員が承認した。</p>
<p>5. 保育所の改築に係る整備計画について (審議内容非公開)</p>	<p>保育所の改築に係る整備計画に対する札幌市の予備審査結果については、計画通りに進捗することを札幌市において適切に確認することを条件として、部会出席委員全員が承認した。</p>
<p>6. 小規模保育事業者の変更に係る認可について (審議内容非公開)</p>	<p>小規模保育事業者の変更に係る認可について、認可することが適当であると部会出席委員全員が承認した。</p>